

公表の様式

三浦市パブリックコメント募集案件

三浦市パブリックコメント手続実施要綱に基づき、次のとおり意見等を募集します。

案 件 名		三 浦 市 犯 罪 被 害 者 等 支 援 条 例 の 基 本 方 針 に つ い て
意 見 募 集 の 趣 旨		犯 罪 被 害 者 等 の 権 利 利 益 の 保 護 並 び に 被 害 の 軽 減 及 び 回 復 を 図 り、市 民 が 安 心 し て 暮 ら す こ と の で き る 地 域 社 会 の 実 現 を 目 指 し、基 本 理 念 や 責 務、支 援 に つ い て 基 本 と な る 事 項 を 定 め た い ま す。こ の 条 例 の 基 本 方 針 に つ い て、皆 さ ま の ご 意 見 を 募 集 し ま す。
公 表 資 料		添 付 の 公 表 資 料 の と お り
意見の募集方法	意 見 の 募 集 期 間	令 和 7 年 10 月 14 日（火）か ら 令 和 7 年 11 月 13 日（木）ま で
	意 見 を 提 出 し て き る 方	1 市 内 に 住 所 を 有 す る 人 2 市 内 に 事 務 所 又 は 事 業 所 を 有 す る 個 人 及 び 法 人 そ の 他 の 団 体 3 市 内 の 事 務 所 又 は 事 業 所 に 勤 務 す る 人 4 市 内 の 学 校 に 在 学 す る 人 5 パ ブ リ ッ ク コ メ ン ト 手 続 に 係 る 事 案 に 利 害 関 係 を 有 す る 人
	意 見 の 提 出 方 法	1 直 接 持 参 の 場 合 の ご 提 出 先 三 浦 市 役 所 市 民 部 市 民 協 働 課 ま で
		2 郵 便 の 場 合 の お 送 り 先 〒 238-0298 三 浦 市 城 山 町 1 番 1 号 三 浦 市 役 所 市 民 部 市 民 協 働 課 あ て
		3 ファ ク シ ミ リ の 場 合 の お 送 り 先 046-882-1160
4 電 子 メ ー ル の 場 合 の お 送 り 先 shiminkyodo0101@city.miura.kanagawa.jp		
結 果 等 公 表 時 期		令 和 7 年 11 月 中 旬 ～ 12 月 上 旬 頃 を 予 定
案 件 の 担 当 課 （ お 問 合 せ 先 ）		三 浦 市 役 所 市 民 部 市 民 協 働 課 電 話 046-882-1111 内 線 231

- 1 資料の公表は、市のホームページ、案件の担当課、南下浦出張所及び初声出張所で行います。
- 2 意見等の提出様式は、市ホームページからダウンロードするか、資料の公表場所でお受け取りください。
なお、住所及び氏名は、必ずお書きください。
- 3 電話や窓口での口頭によるご意見は受け付けられません。
- 4 いただいた意見等に対しての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。